

総務部の負担金

南部市町村会負担金

1. 補助金の概要

番号	所管部 課	総務部	総務課
予算事業名	団体負担金(県市長会負担金等)		
負担金名	南部市町村会負担金		
負担金の性質別分類	<input type="checkbox"/> 義務的な補助 <input checked="" type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> イベント・大会補助 <input type="checkbox"/> 利子補給補助 <input type="checkbox"/> 建設事業補助 <input type="checkbox"/> その他事業費補助		
補助根拠 (法令名・要綱名等)			
補助開始年度	不明		
交付先	南部市町村会		
交付先の分類	<input type="checkbox"/> 外郭団体 <input checked="" type="checkbox"/> 各種団体 <input type="checkbox"/> 市民(個人) <input type="checkbox"/> その他()		
補助の対象となる 事業内容	<p>南部市町村会は、南部市町村間の連絡調整を図り、地方公共事業の円滑な運営と地方自治の振興発展に寄与することを目的とし、諸事業活動を展開している団体である。</p> <p>南部市町村会の主な活動内容</p> <ol style="list-style-type: none">1.市町村の事務及び市町村長の権限に属する事務の連絡調整2.地方自治の振興発展に関する調査研究3.市町村事務に必要な各種資料の確保及びあっせん		
補助の目的	南部市町村会の運営のため		
期待される効果	南部市町村間の連絡調整を図り、地方公共事業の円滑な運営と地方自治の振興発展に寄与することが期待される		
積算根拠 (補助額の算定方法)	<p>人口割と均等割りを合算した額とする。</p> <p>人口割、均等割の比率は 60%:40% 人口割:一人当たり 47,098 円</p> <p>均等割: 729,200 円</p> <p>那覇市については、人口(国調人口の△75%)25%に、特別減額措置がある。</p>		
補助対象経費の内容 (具体的に記入)	<p>歳出合計 29,816,718 円</p> <p>平成 25 年度歳入歳出決算書参照</p>		
交付方法	<input checked="" type="checkbox"/> 交付金額確定後	<input type="checkbox"/> 事前に概算交付⇒精算	<input type="checkbox"/> 前年度返還(参考) <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

2. 南部市町村会の概要

・設置根拠

任意団体（市町村間の連絡調整を図り、地方公共事務の円滑な運営と地方自治の振興発展に寄与する。）

・構成市町村（4市4町6村）

那覇市、豊見城市、糸満市、南城市、八重瀬町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、栗国村、渡名喜村、久米島町、南大東村、北大東村

・事業内容

1. 市町村の事務及び市町村長の権限に属する事務の連絡調整
2. 地方自治の振興発展に関する調査研究
3. 市町村事務に必要な各種資料の確保及び斡旋
4. その他必要事項

・主な事業

1. 国・県等への要請活動
2. 県（土木建築部・農林水産部）との行政懇談会の開催
3. 地域の諸問題の解決促進を図るため、委員会・専門部会を設置し、対策協議や調査研究を実施
4. 南部地区関係団体の事務事業の運営（事務局兼務）
 1. 南部地区市町村議会議長会
 2. 南部離島町村長議長連絡協議会
 3. 沖縄県市町村職員年金者連盟南部支部

・沿革

西暦	月 日	沿 革
1948年（昭和23年）	2月	南部地区市町村長協議会設立
1954年（昭和29年）	9月14日	南部地区市町村会に改称
1988年（昭和63年）	9月2日	南部市町村会に改称

3. 南部広域市町村圏事務組合設立の概要

・組合設立の経緯

我が国の社会経済情勢の変化に伴い、地域住民の生活水準は急速に向上し、また生活様式やその価値観も多様化するなど、市町村においては地域住民のニーズに対応すべくより一層の行政サービスが求められるようになりました。また、モータリゼーションの普及によって、地域住民の日常生活上の活動は次第に拡大するとともに、都市地域とその周辺地域が結びつき、市町村の区域を越えた広域的な日常生活圏も形成されるようになりました。

市町村がこのような地域社会の変動に対処し、地域住民の要望に応えて効率的かつ円滑な行政を行うためには、日常生活圏を一体とした振興整備の施策の展開や、そのための広域行政体制を確立する

必要があり、昭和57年には南部広域市町村圏協議会を設立し、南部地域の総合的な振興発展の方向と施策を示した南部新広域市町村圏計画を策定し、それに基づく事務事業の連絡調整を行ってまいりました。

しかしながら、近年における社会経済情勢の著しい進展のなか、圏域を取り巻く状況も大きく変化し、時代潮流や圏域住民のニーズの多様化に対応した広域行政圏の新たな施策の展開が求められるようになりました。

このような社会経済情勢の変化と地域社会の変貌に対処するため、本圏域においては、自治省(旧)が推進する圏域の一体的な振興整備を図る「ふるさと市町村圏」の選定を契機に、これまでの協議会を発展的に廃止し、総合的かつ効率的な広域行政圏施策の充実強化を図るため平成4年11月1日に広域行政機構「南部広域市町村圏事務組合」(複合的一部事務組合)が設立されました。

・広域行政について

住民に最も身近な地方公共団体である市町村は、地域住民の日常生活に必要で身近な行政サービスを提供し、地域住民の付託に応えるよう、福祉の向上や魅力あるまちづくりの推進に努めておりますが、単独の市町村では解決が困難な事務事業や複数の市町村で解決することがより望ましい事務事業も少なくありません。

例えば、火葬場、消防、ゴミ処理などの事務事業は、複数の市町村で連携・協力した方が効率的で行政サービスが行き届き、市町村の財政負担も軽減される場合もあります。

このような市町村の枠組みを超えた行政サービスの維持向上と効率的な事務事業の推進を図るため、各市町村の情報や地域資源をお互いに提供し合い、広域的な視点から市町村が連携・協力し、円滑な事務事業を推進・展開するのが「広域行政」です。

広域行政の推進方法には、市町村の枠組みの変更を行う「市町村合併」のほか、市町村の枠組みを行わないで事務の共同処理を行う「一部事務組合」、広域的なまちづくりを推進する「広域市町村圏事務組合(複合的一部事務組合)」、また多角的な事務処理を通じて広域的な行政目的を達成するため、直接国又は都道府県から権限委譲を受けることができる「広域連合」があります。

一方で広域行政は、事務執行に関して構成市町村間の利害調整に時間がかかり、迅速な意思決定ができない懼れがあることや、事務ごとに設置されることによる効率性の問題、また財源は構成市町村の負担金に頼っているため、財源基盤が弱いなどのデメリットもあります。

近年、国においては、全国各地の市町村合併に伴う市町村数の著しい減少と広域行政機構を有しない圏域の増加に伴い、これまでの「広域行政圏施策」を平成21年3月31日に廃止し、新たな地域活性化の取り組みと人口定住のために必要な生活機能の確保などに向けて、中心市宣言をした中心市(人口5万人程度ほか)と周辺市町村が1対1で協定を締結し、生活機能の強化、結びつきネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化などを図る新たな広域連携の施策として「定住自立圏構想」を推進しています。

・組合における広域行政

南部広域市町村圏事務組合、南部市町村会及び財団法人南部振興会は、圏域における広域行政の多岐・分散構造を整理・統合し、情報の一元化、広域行政組織の密接な連携による一体的、かつ、効率的な事務事業の強化・充実を図るため、平成16年4月1日にそれぞれの事務局を統合し、新たな広域行政体制により、圏域の振興発展に向けて取り組んでおります。

4. 南部広域市町村圏事務組合の概要

・設置根拠

地方自治法第285条の規定に基づく複合的一部事務組合

・構成市町村（5市4町6村）

浦添市、那覇市、豊見城市、南風原町、与那原町、南城市、八重瀬町、糸満市、久米島町、粟国村、渡名喜村、座間味村、渡嘉敷村、南大東村、北大東村

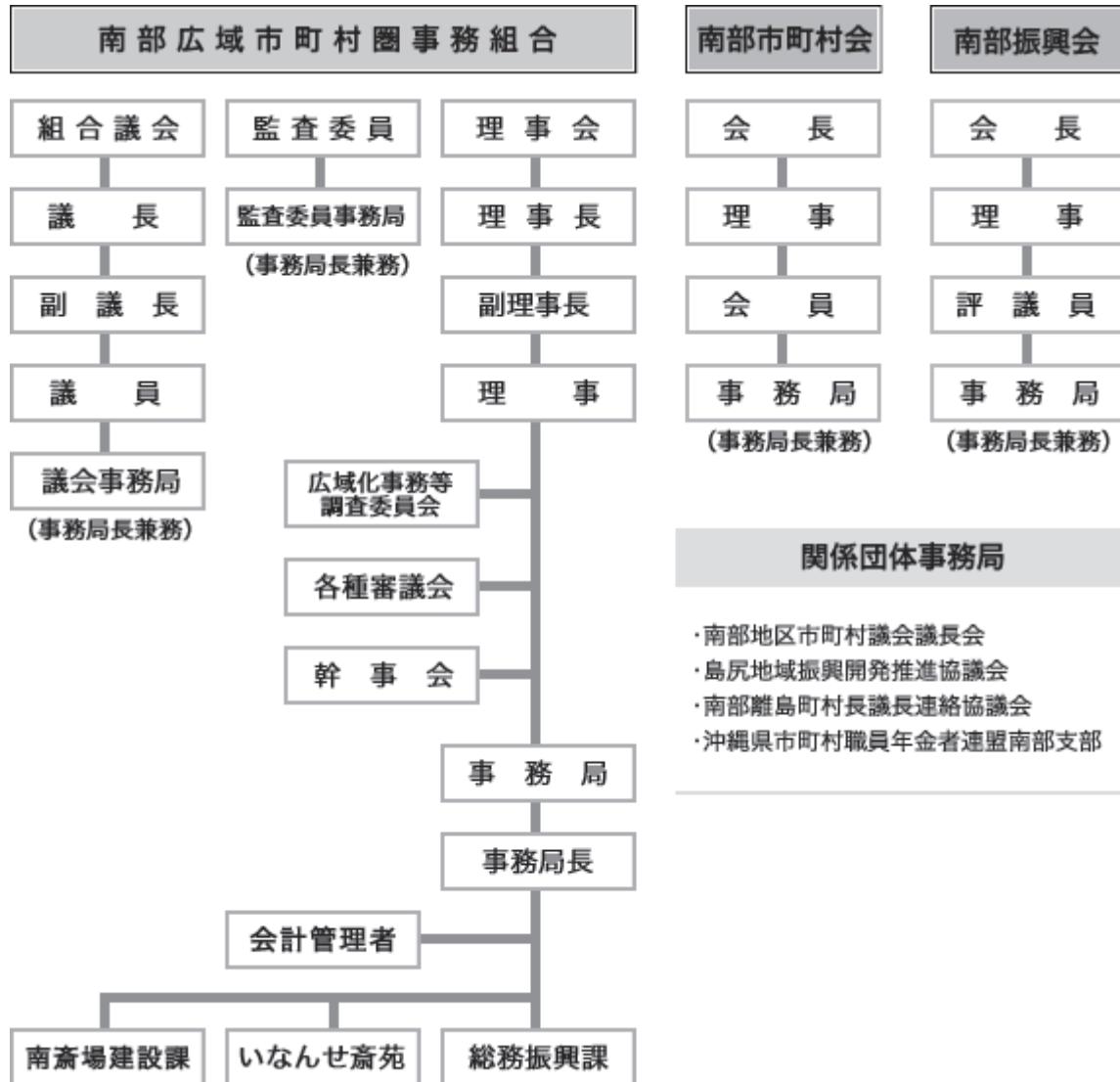
・共同処理事務

1. 広域市町村圏計画の策定及び連絡調整に関すること。
2. 広域観光事業に関すること。
3. 広域文化事業に関すること。
4. 広域的健康づくり、スポーツ及びレクリエーション事業に関すること。
5. 広域的人材育成及び人材活用事業に関すること。
6. 広域研修事業に関すること。
7. 広域的火葬場・斎場建設設計画に関すること。
8. 地域イベントの助成に関すること。
9. 地域間交流に関すること。
10. 地域産業育成事業に関すること。
11. 地域づくり支援事業に関すること。
12. 廃棄物処理の広域化に係る調査研究に関すること。
13. いなんせ斎苑の建設及び管理運営に関すること（那覇市及び浦添市に係わるものに限る。）。
14. 南斎場建設設計画に関すること（糸満市、豊見城市、南城市、南風原町、八重瀬町及び与那原町に係わるものに限る。）。

・主な事業

1. 南部広域行政圏計画の策定（基本構想・基本計画）
2. ふるさと市町村圏推進事業（ソフト事業）
 1. 地域づくり推進事業：関係市町村及び地域づくり団体との連携、地域イベントの助成ほか
 2. 広域研修事業：自治体職員政策形成セミナーの開催ほか
 3. 芸術文化推進事業：日露交歓コンサート沖縄公演の開催
 4. 健康ふれあい交流事業：視覚障害者マラソン沖縄大会の開催
 5. 青少年健全育成事業：南部地区少年野球交流大会、那覇・島尻地区中学校体育連盟への助成
 6. 情報発信事業：ホームページ「まるごと！なんぶ沖縄」の開設、なんぶ要覧の発行
3. いなんせ斎苑（広域的火葬場）の管理・運営
4. 南斎場（仮称）の建設及び管理・運営
5. 市町村の事務のうち共同処理の可能な事務の調査研究
6. 関係団体の事務事業の受託

・組織図



組合の執行機関

理事会

1. 理事は関係市町村の長をもって充てる。
 2. 理事の任期は、関係市町村の長の任期によるものとする。
 3. 理事の互選により、理事会に理事長1人及び副理事長2人を置く。

(以上、2. から4. まで、「まるごと！なんぶ沖縄」南部広域市町村圏事務組合サイトより転載。
<http://www.okinawa-nanbu.jp/>)

5. 負担金の状況

平成25年度における各市町村の負担金の状況は以下の通りである。

平成25年度南部市町村会負担金割当表

(単位:円)

市町村名	人口	人口割 (60%)	均等割 (40%)	合計	平成25年 度負担金	平成24年 度負担金	比較
那覇市	78,989 (315,954)	3,720,184	729,200	4,449,384	4,449,000	4,530,000	△ 81,000
糸満市	57,320	2,699,646	729,200	3,428,846	3,429,000	3,446,000	△ 17,000
豊見城市	57,261	2,696,867	729,200	3,426,067	3,426,000	3,285,000	141,000
南城市	39,758	1,872,514	729,200	2,601,714	2,602,000	2,659,000	△ 57,000
八重瀬町	26,681	1,256,616	729,200	1,985,816	1,986,000	1,952,000	34,000
与那原町	16,318	768,542	729,200	1,497,742	1,498,000	1,476,000	22,000
南風原町	35,244	1,659,915	729,200	2,389,115	2,389,000	2,361,000	28,000
渡嘉敷村	760	35,794	729,200	764,994	765,000	768,000	△ 3,000
座間味村	865	40,740	729,200	769,940	770,000	781,000	△ 11,000
粟国村	863	40,645	729,200	769,845	770,000	775,000	△ 5,000
渡名喜村	452	21,288	729,200	750,488	750,000	755,000	△ 5,000
久米島町	8,519	401,226	729,200	1,130,426	1,130,000	1,176,000	△ 46,000
南大東村	1,442	67,915	729,200	797,115	797,000	800,000	△ 3,000
北大東村	665	31,320	729,200	760,520	761,000	758,000	3,000
合計	325,137	15,313,212	10,208,800	25,522,012	25,522,000	25,522,000	0

※算出方法

1. 人口割 (60%) 15,313,212 1人当たり 47,098 円
2. 均等割 (40%) 10,208,800 1市町村当たり 729,200 円
3. 人口は、平成22年度国勢調査人口による
4. 那覇市については、人口(国調人口の△75%) 25%に、特別減額措置を講ずる

6. 監査の指摘と意見

(1) 負担金の必要性及び有効性について

当該負担金は、南部市町村間の連絡調整を図り、地方公共事業の円滑な運営と地方自治の振興発展に寄与することを期待し、構成団体に課せられているものであるが、南部市町村会独自の事業としては、国（沖縄総合事務局など）、県（南部国道事務所など）等との行政懇談会や南部地域における道路整備など公共事業の要請活動が主なものである。

これら行政との懇談会や要請活動の結果を受け、実際の公共事業実施に至るケースもあるが、南部市町村会の事業との関連は明確ではなく、那覇市としては、この事業の効果がどれほどあるのか分からぬ。また、当該負担金については、那覇市は毎年多額の負担をしていることから、過去において、数度にわたり、南部市町村会に対して負担金削減の要請を行ってきているものの、構成団体において最大の人口を抱えるため、多額の人口割を負担せざるを得ない状況が続いている。元々は、離島が多い南部地域の振興発展を支える県都那覇市としてのリーダー的な役割を期待され、構成団体となつて

いるようであるが、那覇市民から見れば、多額の負担金が市民の直接的な利益となっているか判然としない。

【指摘】

那覇市民にとっての当該負担金の必要性、有効性について、再度検証を行い、市民に説明する必要があり、必要性、有効性がほとんど無いと認められる場合には、廃止（脱退）も視野に入れて検討すべきである。

（2）南部市町村会の役割について

南部市町村会は、上述した通りの役割を期待され任意団体として設立しているが、実際の活動は、年に数回の行政懇談会、要請行動がほとんどである。南部市町村会の運営は、南部広域市町村圏事務組合、南部市町村会及び財団法人南部振興会の事務局を統合して行われている。事務局は、南部広域市町村圏事務組合に置かれしており、平成 26 年度からは、那覇市職員が事務局長として出向している（給与は、南部広域市町村圏事務組合負担。）。また、平成 25 年度南部市町村会一般会計歳入歳出決算書をベースに南部市町村会の決算概要を示せば、下表の通りとなる。

歳入	単位：千円	※ (%)
南部市町村会負担金	25,522	80.5%
電算処理業務負担金	2,117	6.7%
前年度繰越金	3,243	10.2%
その他	839	2.6%
計	31,721	100.0%
歳出		
委託料（南部広域市町村事務組合）	18,087	60.7%
電算機器リース料	2,305	7.7%
事務室使用料	2,592	8.7%
財政調整積立金	3,283	11.0%
畜産共進会協議会負担金	1,196	4.0%
その他	2,353	7.9%
計	29,816	100.0%
歳入－歳出（実質上の繰越金）	1,905	

※歳入額・歳出額に占める割合

上表から、南部市町村会の収入は、前年度からの繰越金を除くと、ほぼ全額が構成団体からの負担金である。また、歳出の構成を見ると、歳出額のうち、実質的に南部市町村会独自の事業運営に充てられている部分は、その他の約 2 百万円であり、歳出額のほとんどは、統合されている事務局の運営費に充てられており、中でも事務局の置かれている南部広域市町村事務組合への委託料（事務局長含む職員人件費相当額）が歳出額の 6 割を超えていている。また、電算機器リース料、事務室使用料も事務

局統合による南部市町村会の負担部分である。このように見えてくると、南部市町村会の事務局も南部広域市町村事務組合に統合されており、事務局も当該事務組合内に置かれており、かつ事務局長も1名が兼任している状況で、南部市町村会として存続させる必要性があるのか分からぬ。

【意見】

これについて市は、広域3団体が異なる設置根拠（※南部市町村圏事務組合…地方自治法第285条の規定に基づく複合的一部事務組合、南部市町村会…任意団体、南部振興会…民法第34条の規定に基づく財団法人）の下で運営されており、さらにそれぞれの団体において固有事務を抱えており現時点での統合は厳しいが、今後とも広域3団体における事業のスリム化を含め検討していくことであるが、南部市町村会を単独で設置する必要性がほとんど認められないと考えられることから、広域3団体の統合も視野にいれて組織の見直しを進めるべきである。

（3）財政調整積立金について

（2）の決算概要表記載の財政調整積立金は、平成25年度末の南部市町村会財産台帳によれば、約48,548千円の残高となっている。これは、市によれば、財政調整基金の目的として、プロパー職員の退職手当等の割当及び今後の職員人件費増への対応として積み立てているが、具体的な収支計算はしていないとのことであった。

【意見】

市は、南部市町村会に対して、職員退職金としての積立てであれば規定を設定し、退職給付引当資産として毎期必要額を積立てるよう求めるべきである。

防災行政無線（デジタル・アナログ）

電波利用料、MCA無線電波利用料

1. 補助金の概要

番号	8	所管部課	総務部	総務課
予算事業名	01 負担金			
補助金名	防災行政無線（デジタル・アナログ）電波利用料、MCA無線電波利用料			
補助金の性質別分類	<input type="checkbox"/> 義務的な補助 <input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> イベント・大会補助 <input type="checkbox"/> 利子補給補助 <input type="checkbox"/> 建設事業補助 <input type="checkbox"/> その他事業費補助			
補助根拠（法令名・要綱名等）	電波利用料制度 電波法第103条の2第1項の規定による			
補助開始年度	平成21年度（デジタル）、平成15年度（アナログ）、平成21年度（MCA無線）			
交付先	沖縄総合通信事務所 歳入徴収官 沖縄総合通信事務所次長			
交付先の分類	<input type="checkbox"/> 外郭団体 <input type="checkbox"/> 各種団体 <input type="checkbox"/> 市民（個人） <input checked="" type="checkbox"/> その他（国）			

補助の対象となる 事業内容	<p>電波利用料は、良好な電波環境の構築・整備に係る費用を無線局の免許人等に公平に分担していただく、いわゆる電波利用のための共益費用。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)電波監視業務の充実 (2)総合無線局監理システム(PARTNER)の整備 (3)周波数逼迫対策のための技術試験及び電波資源拡大のための研究開発等 (4)電波の人体への影響に関する調査 (5)標準電波の発射 (6)特定周波数終了対策業務 (7)無線システム普及支援事業 (8)電波遮へい対策事業 (9)リテラシー(理解能力)向上のために行う事業 (10)各業務に附帯する事務
補助の目的	那覇市防災行政無線(デジタル式76子局、アナログ式21子局)及びMCA無線(37機)を利用すること。 ※MCAとは mc Access(エムシーアクセス)の略
期待される効果	那覇市防災行政無線の安定した運用、維持管理等に万全を期すことが期待される。
積算根拠(補助額の 算定方法)	個別免許の電波利用料(電波法別表第6)に基づく、電波利用料額表(平成23年10月1日改定)

2. 監査の指摘と意見

(1) 補助金の必要性について

【意見】

当該負担金は、防災行政無線(デジタル・アナログ)及びMCA無線設置(以下、「防災行政無線等」という。)に伴い必要な電波利用料である。法律上義務付けられているものではないが、電波利用料を支払わなければ、事実上、無線が使用できないため、利用料を負担する必要性がある。

市としては、今後、市内における防災行政無線等の効果も勘案しながら、必要箇所の検討及び設置を進める必要があるものと思われる。

企画財務部の負担金

地方税電子化協議会関係負担金

1. 補助金の概要

番号	1	所管部課	企画財務部	市民税課
予算事業名	負担金(那覇市賦課徴収事務費)			
補助金名	地方税電子化協議会関係負担金			
補助金の性質別分類	<input checked="" type="checkbox"/> 義務的な補助 <input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> イベント・大会補助 <input type="checkbox"/> 利子補給補助 <input type="checkbox"/> 建設事業補助 <input type="checkbox"/> その他事業費補助			
補助根拠 (法令名・要綱名等)	会費及び負担金規則、経由機関業務分担金規則			
補助開始年度	平成21年度			
交付先	一般社団法人 地方税電子化協議会			
交付先の分類	<input type="checkbox"/> 外郭団体 <input checked="" type="checkbox"/> 各種団体 <input type="checkbox"/> 市民(個人) <input type="checkbox"/> その他()			
補助の対象となる 事業内容	e-LTAX 会費 e-LTAX 運用関係費負担金 e-LTAX 次期更改準備資金 国税連携関係費負担金 システム運用関係費分担金 個人住民税給与所得者の扶養親族申告書等の統合様式作成等負担金			
補助の目的	地方税の電子化に係る事業を推進することにより、納税者の利便性向上、地方税務行政の高度化及び効率化に寄与することを目的としている団体である。			
期待される効果	・地方税の電子申告等に係るシステムの開発、運営 ・地方税の電子申告等に係るシステムの普及、発展 ・個人住民税の公的年金からの特別徴収に係る経由機関業務のシステムの開発、運営 ・所得税確定申告書等のデータ連携に係るシステムの開発、運営			
積算根拠 (補助額の算定方法)	別紙平成25年度会費、負担金等計算シート(市区町村)			
補助対象経費の 内容 (具体的に記入)	別紙平成25年度決算書			
交付方法	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金額確定後	<input type="checkbox"/> 事前に概算交付⇒精算	<input type="checkbox"/> 前年度返還(参考)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

電子申告実績

電子申告(eLTAX)件数

税目	年度		合計	No.1			No.3			No.2								
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
法人市民税	平成22年度	調定件数	11,511	567	2,370	1,512	786	1,035	500	647	1,590	594	315	1,089	506			
		eLTAX	590	-	-	-	-	-	-	-	-	24	92	363	111			
		eLTAX割合	5.1%	※eLTAXが開始した12月から3月までのeLTAX割合は23.6%														
	平成23年度	調定件数	11,895	588	2,357	1,608	850	1,050	599	618	1,681	570	397	1,082	495			
		eLTAX	4,207	179	895	383	231	463	215	263	647	158	139	487	147			
		eLTAX割合	35.4%	30.4%	38.0%	23.8%	27.2%	44.1%	35.9%	42.6%	38.5%	27.7%	35.0%	45.0%	29.7%			
	平成24年度	調定件数	12,192	648	2,034	1,911	972	1,020	551	678	1,741	654	423	1,061	499			
		eLTAX	5,014	227	1,074	461	376	469	204	338	780	209	173	551	152			
		eLTAX割合	41.1%	35.0%	52.8%	24.1%	38.7%	46.0%	37.0%	49.9%	44.8%	32.0%	40.9%	51.9%	30.5%			
	平成25年度	調定件数	12,652	774	2,382	1,473	933	1,100	578	704	1,804	730	425	1,121	628			
		eLTAX	5,939	288	1,212	583	389	548	269	367	972	251	208	607	245			
		eLTAX割合	46.9%	37.2%	50.9%	39.6%	41.7%	49.8%	46.5%	52.1%	53.9%	34.4%	48.9%	54.1%	39.0%			
	平成26年度	調定件数	8,174	653	2,516	1,588	948	1,123	643	703								
		eLTAX	4,401	343	1,435	683	508	660	335	437								
		eLTAX割合	53.8%	52.5%	57.0%	43.0%	53.6%	58.8%	52.1%	62.2%								

※調定件数にはeLTAX件数含んでいる。ただし、審査保留等によりeLTAX受付時に調定をあげられない場合もある。

※eLTAX件数には重複申告件数および審査保留等の件数含む

※調定件数は財務会計上の件数

税目	年度		合計	No.1									No.2				
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
事業所税	平成22年度	調定件数	374	26	183	4	14	27	8	19	30	7	14	32	10		
		eLTAX	0	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0		
		eLTAX割合	0.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
	平成23年度	調定件数	405	25	202	17	15	33	8	13	28	14	10	34	6		
		eLTAX	12	0	8	0	0	0	0	0	3	0	1	0	0		
		eLTAX割合	3.0%	0.0%	4.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.7%	0.0%	10.0%	0.0%	0.0%		
	平成24年度	調定件数	394	29	207	15	15	27	6	14	25	5	8	37	6		
		eLTAX	18	0	10	0	0	0	0	0	3	0	0	5	0		
		eLTAX割合	4.6%	0.0%	4.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	12.0%	0.0%	0.0%	13.5%	0.0%		
	平成25年度	調定件数	417	27	211	21	18	24	3	15	28	9	9	44	8		
		eLTAX	36	0	22	0	0	0	1	1	6	1	0	5	0		
		eLTAX割合	8.6%	0.0%	10.4%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	6.7%	21.4%	11.1%	0.0%	11.4%	0.0%		
	平成26年度	調定件数	337	32	202	34	18	32	4	15							
		eLTAX	27	1	23	0	0	2	1	0							
		eLTAX割合	8.0%	3.1%	11.4%	0.0%	0.0%	6.3%	25.0%	0.0%							

※調定件数、eLTAXの件数には免税点以下申告の件数含んでいる。

年度別 地方税電子化協議会関係負担金等推移表

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
会費	313,000	313,000	313,000	313,000	317,000	375,000	375,000
運用関係費負担金		3,446,000	2,188,000	2,193,000	3,045,000	2,950,000	3,167,000
国税連携関係負担金		465,000	388,000	472,000	694,000	387,000	552,000
エルタックス経由年金特徴経由基幹業務負担金	483,000	483,000	405,000	405,000	391,000	446,000	463,000
次期更改準備資金(事業充実準備金)			247,000	247,000	268,000	268,000	218,000
扶養親族申告書等の統合様式作成負担金			22,812	11,221	11,539	11,018	13,689
負担金合計	796,000	4,707,000	3,563,812	3,641,221	4,726,539	4,437,018	4,788,689

※ 平成27年度は予定額

2. 監査の指摘と意見

(1) 補助金の成果について

【指摘】

那覇市におけるさらなる普及促進を図るべく、制度のPR等が必要である。また、負担金のうち大きな金額を占める運用関係費負担金については、負担額と受益の程度について毎年検証し、地方税電子化協議会に対し負担金減額の要請をすべきである。

市民文化部の補助金

那覇市保安灯設置等事業補助金

1. 補助金の概要

番号	2	所管部課	市民文化部	市民生活安全課
予算事業名	保安灯設置等事業補助金			
補助金名	那覇市保安灯設置等事業補助金			
補助金の性質別分類	<input type="checkbox"/> 義務的な補助 <input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> イベント・大会補助 <input type="checkbox"/> 利子補給補助 <input type="checkbox"/> 建設事業補助 <input checked="" type="checkbox"/> その他事業費補助			
補助根拠 (法令名・要綱名等)	那覇市保安灯設置等事業補助金交付要綱			
補助開始年度	不明			
交付先	保安灯を設置、維持管理する自治会や通り会などの地縁による団体			
交付先の分類	<input type="checkbox"/> 外郭団体 <input checked="" type="checkbox"/> 各種団体 <input type="checkbox"/> 市民(個人) <input type="checkbox"/> その他()			
補助の対象となる 事業内容	1. 保安灯の新設に要する経費 2. 保安灯の修繕に要する経費 3. 従来型等器具の保安灯から、省電力型器具に取り替える工事に要する経費			
補助の目的	設置、維持管理経費の一部を補助することにより、地域の安全で快適な生活環境の整備を促進する			
期待される効果	保安灯設置にかかる自治会等団体の負担を軽減することで、設置の促進が図られ、犯罪抑止等の効果が期待される			
積算根拠 (補助額の算定方法)	上限額5万円×100灯=5,000千円			
補助対象経費の内容 (具体的に記入)	器具、資材費、施工費、電力等申請費、諸経費 等			
交付方法	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金額確定後	<input type="checkbox"/> 事前に概算交付⇒精算	前年度返還(参考)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

平成 25 年度補助実績

交付先	前年度 補助実績
与儀後原通り会	90,000 円
宮城区南自治会	249,900 円
末吉町自治会	250,000 円
天久ピアザ自治会	250,000 円
崎山ハイツ自治会	250,000 円
城東団地自治会	150,000 円
新仲井真自治会	250,000 円
球場ハイツ自治会	159,600 円
大名町自治会	150,000 円
大名町自治会（追加）	100,000 円
小禄泉原自治会	100,000 円
たんぽぽ通り自治会	250,000 円
鳥堀 4 丁目通り会	250,000 円
大道区自治会	120,000 円
首里赤田町自治会	250,000 円
識名自治会	179,025 円
首里大中町自治会	250,000 円
城東自治会	250,000 円
楚辺中央自治会	150,000 円
安里二区自治会	36,000 円
鳥堀町自治会	250,000 円
楚辺 1 丁目自治会	209,370 円
赤平町自治会	250,000 円
大名第二団地自治会	250,000 円
石嶺東ヶ丘自治会	250,000 円
仲井真ハイツ自治会	150,000 円
松島自治会	60,000 円
団体 A	100,000 円
西松尾自治会	100,000 円
山川町自治会	150,000 円
繁多川自治会	90,000 円
わかば通り会	196,875 円
真嘉比自治会	150,000 円
首里大名第三団地自治会	250,000 円
長田 2 丁目大倉ハイツ自治会	213,150 円
金城ダム隣友会自治会	250,000 円
宇栄原 2 丁目外人住宅自治会	250,000 円

桃原町自治会	150,000 円
松川区自治会	250,000 円
古蔵自治会	27,000 円
真地自治会	100,000 円
真嘉比自治会（追加）	100,000 円

H25 保安灯設置等事業補助金の交付件数（平成26年3月31日）

	申請団体数	新設数	修繕数	省電力型取替数	計	交付決定額（円）
受託自治会 計	36	38	2	100	140	6,484,445
上記以外計	6	5	3	17	25	1,046,475
申請灯数、額 (円)	42	43	5	17	165	7,530,920
※うちLED	-	30	0	117	147	-

2. 監査の指摘と意見

（1）補助金の有効性について

【指摘】

平成25年度から、市役所新庁舎の地下有料駐車場の財源を活用して、従来型（蛍光灯など）の保安灯から省電力型（LED）に取り替える工事に要する経費も新たに補助金の対象とされている。当該補助金は、保安灯設置の促進による犯罪防止等の効果を期待して交付されているが、これらの効果がどの程度上がっているか等の統計は取っていない。

保安灯設置と犯罪件数の関連や、また、設置団体からのアンケートを取るなどして、補助金の効果の検証が必要である。また、犯罪防止等の効果を期待して設置するからには、住宅街ではなくても、学校周辺の通学路になっており、人家のほとんど無いような場所にも設置が促進されるよう、市の働きかけが必要である。

那覇市自治会等保安灯電気料相当額補助金

1. 補助金の概要

番号	3	所管部課	市民文化部	市民生活安全課
予算事業名	保安灯設置等事業補助金			
補助金名	那覇市自治会等保安灯電気料相当額補助金			
補助金の性質別分類	<input type="checkbox"/> 義務的な補助 <input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> イベント・大会補助 <input type="checkbox"/> 利子補給補助 <input type="checkbox"/> 建設事業補助 <input checked="" type="checkbox"/> その他事業費補助			
補助根拠 (法令名・要綱名等)	那覇市自治会等保安灯電気料相当額補助金交付要綱			
補助開始年度	平成25年度			

交付先	保安灯を設置、維持管理する自治会や通り会などの地縁による団体			
交付先の分類	<input type="checkbox"/> 外郭団体 <input checked="" type="checkbox"/> 各種団体 <input type="checkbox"/> 市民(個人) <input type="checkbox"/> その他()			
補助の対象となる事業内容	対象団体が維持管理する保安灯の電気料支払いを含め、対象団体の地域活動の活性化を図る事業			
補助の目的	保安灯を維持管理する自治会等の組織が強化されること及び安全で住みよいまちづくりが推進されること			
期待される効果	保安灯の維持管理にかかる自治会等団体の負担を軽減することで、設置の促進が図られ、犯罪抑止等の効果が期待される			
積算根拠 (補助額の算定方法)	1灯あたり年2,400円×6,000灯=14,400千円			
補助対象経費の内容 (具体的に記入)	電気料、活性化に資する事業 等			
交付方法	<input type="checkbox"/> 補助金額確定後	<input checked="" type="checkbox"/> 事前に概算交付⇒精算	前年度返還(参考)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

平成25年度補助実績

交付先	前年度 補助実績
住吉区自治会	103,200円
安謝自治会	84,000円
岡野区自治会	60,000円
泉崎1丁目自治会	14,400円
泉崎2丁目自治会	24,000円
久米自治会	60,000円
古蔵自治会	57,600円
古蔵向陽自治会	57,600円
楚辺1丁目自治会	96,000円
美田自治会	36,000円
県営大橋市街地住宅自治会	16,800円
壱屋町民会自治会	127,200円
西松尾自治会	180,000円
安岡自治会	14,400円

山下町自治会	146,400 円
若狭2丁目自治会	60,000 円
若狭三丁目自治会	43,200 円
美田団地自治会	14,400 円
天久ピアザ自治会	175,200 円
若狭めおと自治会	129,600 円
県営天久高層住宅自治会	28,800 円
久米1丁目自治会	60,000 円
銘苅新都心自治会	168,000 円
安謝新都心自治会	168,000 円
曙1丁目自治会	28,800 円
おもろまち自治会	16,800 円
天久自治会	127,200 円
久茂地小学校区自治会	7,200 円
松尾二丁目自治会	9,600 円
楚辺中央自治会	27,360 円
安里二区自治会	17,040 円
県営上間団地自治会	45,600 円
上間長崎原自治会	26,400 円
字国場自治会	276,000 円
県営国場団地自治会	45,600 円
大蔵会自治会	26,400 円
識名ガーデンハイツ自治会	55,200 円
識名団地自治会	36,000 円
識名自治会	321,600 円
大道区自治会	79,200 円
楚辺区自治会	81,600 円
仲井真平和苑自治会	31,200 円
仲井真自治会	57,600 円
仲盛自治会	21,600 円
仲井真ハイツ自治会	52,800 円
長田2丁目大倉ハイツ自治会	45,600 円
県営松川団地自治会	45,600 円
繁多川自治会	516,000 円
宇久増自治会	64,800 円
古島自治会	103,200 円
わかあゆ自治会	40,800 円
松島自治会	66,000 円
真地自治会	43,200 円
真嘉比自治会	147,120 円
三原区自治会	295,200 円

銘苅区自治会	64,800円
平野区自治会	86,400円
宮城区南自治会	36,000円
宮城区自治会	124,800円
県営繁多川高層住宅自治会	38,400円
県営上間第二市街地住宅自治会	52,800円
松川区自治会	256,800円
寄宮自治会	16,800円
識名1丁目自治会	40,800円
安里一区自治会	57,600円
前田原自治会	36,000円
首里赤田町自治会	91,200円
赤平町自治会	52,320円
石嶺ひよい自治会	23,280円
城東自治会	106,560円
立川自治会	48,000円
首里石嶺ハイツ自治会	62,400円
大名第二団地自治会	114,480円
大名町自治会	97,680円
首里大中町自治会	82,560円
首里儀保町自治会	76,800円
首里金城町自治会	170,400円
崎山ハイツ自治会	119,760円
久場川町自治会	8,160円
寒川町自治会	105,600円
末吉町自治会	153,600円
首里平良町自治会	60,000円
首里汀良町自治会	38,400円
汀良市営住宅自治会	36,000円
当蔵町自治会	79,200円
桃原町自治会	86,400円
鳥小堀自治会	24,000円
鳥堀町自治会	223,200円
県営鳥堀市街地住宅自治会	40,800円
真和志町自治会	45,600円
山川町自治会	270,480円
久場川市営住宅自治会	86,400円
たんぽぽ通り自治会	60,000円
石嶺東ヶ丘自治会	19,200円
石嶺アベックス自治会	26,400円
城東団地自治会	21,600円

石嶺みのり自治会	40,800円
石嶺坂道通り自治会	55,200円
県営赤嶺団地自治会	67,200円
宇栄原自治会	366,720円
宇栄原団地自治会	148,800円
宮城自治会	103,200円
當間自治会	48,000円
字鏡水自治会	249,600円
字小禄自治会	441,600円
小禄泉原自治会	153,600円
那覇鏡水宿舎自治会	21,600円
那覇市高良自治会	96,000円
田原自治会	153,600円
安次嶺自治会	112,800円
小禄市営住宅自治会	60,000円
真地団地自治会	76,800円
末吉市営住宅自治会	50,400円
新都心銘苅市営住宅自治会	43,200円
繁多川市営住宅自治会	48,000円
銘苅市営住宅自治会	28,800円
大名市営住宅自治会	100,800円
わんぱく・ハッスル通り会	48,000円
石嶺ビレッジ自治会	55,200円
石嶺むつみ街灯管理会	43,200円
前島塩神保存会	124,800円
兼久俱楽部通り会	28,800円
与儀八三会	57,600円
あかぎグループ	7,200円
金城ダム隣友会自治会	33,600円
那覇大綱挽久茂地盛鶴保存会	60,000円
壺屋孜孜隣組	9,600円
城北小学校北通り会	32,160円
団体A	4,800円
高砂御殿通り会	60,000円
団体名B	2,400円
にこにこ通り会	21,600円
局前通り会	16,800円
石嶺町小川会	36,000円
ガジマル通り会	28,800円
社会福祉法人若杉福祉会 城北保育園	2,400円
大石森会	14,400円

みどりが丘通り会	26,400 円
繁多川二丁目なかよし坂通り会	7,200 円
与儀白ゆり通り会	16,800 円
与儀後原通り会	110,400 円
与儀小学校区まちづくり協議会	4,800 円
真地321通り会	7,200 円
みどりヶ丘自治会	16,080 円
鳥堀町4丁目10班1組	40,800 円
わかば通り会	24,000 円
つばめ通り会	43,200 円
久場川町1丁目116番地通り会	9,600 円
久場川町中通り会	28,800 円
団体名C	4,800 円
団体名D	7,200 円
久場川通り会	16,800 円
首里大名第三団地自治会	15,360 円
合計	11,458,320 円

H25 保安灯設置等事業補助金の交付件数（平成26年3月31日）

	申請団体数	新設数	修繕数	省電力型取替数	計	交付決定額(円)
受託自治会 計	36	38	2	100	140	6,484,445
上記以外計	6	5	3	17	25	1,046,475
申請灯数、額(円)	42	43	5	17	165	7,530,920
※うちLED	-	30	0	117	147	-

H25 自治会等保安灯電気料金相当額補助金の交付件数（平成26年3月31日）

申請 団体数	認可灯数				交付決定額 (円)	
	LED	蛍光灯	公街灯A以外	計		
受託自治会 計	117	54	3,839	453	4,346	10,391,520
上記以外計	36	5	415	26	446	1,066,800
全体合計	153	59	4,254	479	4,792	11,458,320

2. 監査の指摘と意見

(1) 補助金の目的について

【意見】

当該補助金の交付目的は、交付要綱によれば、以下の通りである。

那覇市自治会等保安灯電気料相当額補助金交付要綱（一部抜粋）

（平成 25 年 5 月 24 日市民文化部長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、本庁舎駐車場の貸付けにより生じる財源を活用し、自治会等が負担する保安灯に係る電気料を算定基礎として、自治会等の活性化に資することを目的とする事業に対し交付する那覇市自治会等保安灯電気料相当額補助金（以下「補助金」という。）について、那覇市補助金等交付規則（昭和 52 年那覇市規則第 34 号。以下「規則」という。）に定めるものほか必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）保安灯 夜間における犯罪を防止し、公衆の通行安全を図るために設置された電灯で、電力会社と「公衆街路灯 A」の契約を締結したもの又はこれと同等と認められるもの。ただし、駐車場及び商店街に設置する電灯は除くものとする。

（2）省電力型保安灯 保安灯のうち、光源に LED を使用したもの又はこれと同等の寿命並びに省電力の性能を有すると認められるもの

（補助事業者等）

第 3 条 この補助金の交付の対象となる者は、那覇市連絡事務委託規則（1964 年那覇市規則第 23 号）に基づく委託を受けた自治会（以下「自治会」という。）、通り会及びその他これらに類すると市長が認める団体（以下「対象団体」という。）とする。

2 補助金の交付の対象となる事業は、対象団体の地域活動の活性化を図る事業とする。

（補助金の額）

第 4 条 補助金の額は、次のとおりとし、予算の範囲内において支給する。

（1）省電力型保安灯 1 灯当たり年額 1,680 円

（2）前号以外の保安灯 1 灯当たり年額 2,400 円

2 新たに保安灯を設置した時は、市長の定める額を加算することができる。

この要綱は、平成 25 年 5 月 24 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

交付要綱に規定されている通り、この補助金は「自治会等の活性化に資することを目的とする事業に対し交付する」ものであって、金額の算定基礎が、保安灯に係る電気料金であるということとされていることから、当該補助金の交付を受けた自治会等は、会員の親睦のためのピクニック費用など、さまざまな費用に補助金が充てられている。

確かに、お金に色はついていないので、保安灯の電気料金として補助金を交付しようが、電気料金相当額を活性化目的の事業に対して交付しようが受け取った側にとっては同様かもしれない。

しかしながら、補助金は、補助金ガイドラインに記載があるように、公益性の観点のほか、補助金額に見合う効果が十分に期待できるものであること（有効性の観点）、他の団体等との間で公平性が

保たれていること（公平性）の基本的な視点が必要であり、ピクニックなどの親睦事業が自治会等の活性化にどのような効果があるのか明確ではなく、また、（保安灯を設置した）特定の自治会等の一部の住民の親睦費用等に充てられるのは公平性の観点から問題があると思われる所以、補助目的を電気料金補助として改めるべきである。

那覇市自治会長会連合会事業補助金

1. 補助金の概要

番号	1	所管部課	市民文化部	まちづくり協働推進課
予算事業名	自治会長会連合会事業補助金			
補助金名	那覇市自治会長会連合会事業補助金			
補助金の性質別分類	<input type="checkbox"/> 義務的な補助 <input checked="" type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> イベント・大会補助 <input type="checkbox"/> 利子補給補助 <input type="checkbox"/> 建設事業補助 <input type="checkbox"/> その他事業費補助			
補助根拠 (法令名・要綱名等)	那覇市自治会長会連合会事業補助金交付要綱			
補助開始年度	平成4年度			
交付先	那覇市自治会長会連合会			
交付先の分類	<input type="checkbox"/> 外郭団体 <input checked="" type="checkbox"/> 各種団体 <input type="checkbox"/> 市民(個人) <input type="checkbox"/> その他()			
補助の対象となる 事業内容	那覇市自治会長会連合会が行う次の事業 (1)総会 (2)役員会 (3)県内研修会 (4)レクリエーション (5)その他			
補助の目的	市内の自治会活動の望ましい運営のあり方や市民生活の向上及び市行政への協力に寄与する。			
期待される効果	那覇市自治会長会連合会の円滑な運営及び組織の強化を図る。			
積算根拠 (補助額の算定方法)	補助金: ¥3,000,000 <内訳> 会議費: ¥400,000 活動費: ¥300,000 研修費: ¥500,000 人件費: ¥1,800,000			
補助対象経費の内容 (具体的に記入)	収支決算:運営費+活動費=¥4,759,674 運営費: ¥3,298,518(会議費、手当等、人件費、需用費、分担金、備品費、渉外費、雑費) 活動費: ¥1,461,156(研修費、活動費)			
交付方法	□補助金額確定後	■事前に概算交付⇒精算	前年度返還(参考)	□有 ■無

那覇市自治会長会連合会について

① 組織の体制

- ・平成17年4月1日より、専従職員1人を配置しております。
- ・市内4管内（本庁・真和志・首里・小禄）の内、市営住宅自治会の連合組織を含め、支部（計5支部）と称し、その支部長の中から、連合会会长が選任されています。

② 目的

自治会活動の望ましい運営、ならびに市民生活の向上及び福利厚生の増進を図るとともに、市行政への協力に寄与することを目的としています。

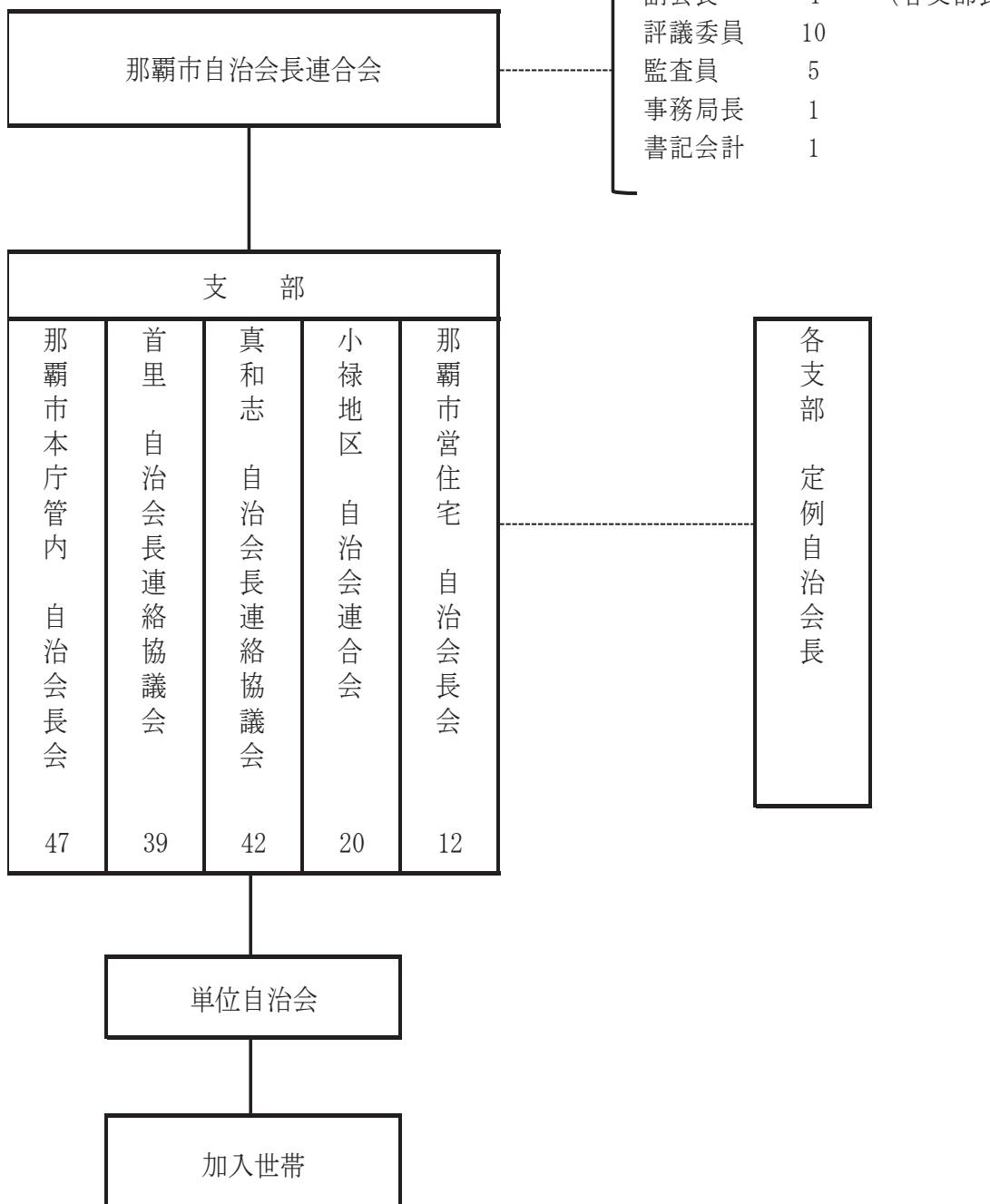
③ 活動内容

- 自治会活動の望ましい運営に関する調査・研究活動
 - 協働のまちづくりを推進する活動
 - 市民の福利厚生に関する活動
- 各支部自治会長との連絡調整に関する活動
 - 市民憲章の実践を推進する活動
 - 広報活動

（※上記の各活動は、各自治会からの会費収入と那覇市からの補助金で実施しています。）

（以上、市資料より）

自治会の組織機構（平成26年6月30日）



年度別 自治会加入率などの状況

年度	住民登録世帯数 (A)	自治会加入世帯数 (B)	自治会数 (C)	1自治会あたり 平均加入世帯数	加入率 (B/A × 100)
H7	106,021	29,507	125	236	27.8%
H8	107,184	29,379	126	233	27.4%
H9	108,804	29,554	130	227	27.2%
H10	108,828	29,689	130	228	27.3%
H11	111,566	30,022	135	222	26.9%
H12	113,396	30,134	138	218	26.6%
H13	115,550	30,756	144	214	26.6%
H14	116,629	30,902	144	215	26.5%
H15	119,158	31,354	148	212	26.3%
H16	122,045	31,839	150	212	26.1%
H17	125,370	31,596	153	207	25.2%
H18	126,882	31,482	157	201	24.8%
H19	128,627	30,952	156	198	24.1%
H20	130,561	29,869	154	194	22.9%
H21	132,272	29,772	156	191	22.5%
H22	134,107	29,532	156	189	22.0%
H23	135,808	29,717	159	187	21.9%
H24	138,137	29,773	160	186	21.6%
H25	139,822	29,178	159	184	20.9%
H26	142,835	29,073	160	182	20.4%

2. 監査の指摘と意見

(1) 自治会の加入率について

【意見】

那覇市の自治会加入率は年々減少しており、平成 25 年度で 20.9% となっている。一方、那覇市の世帯数は増加しており、同年度で約 13 万世帯となっているが、そのうち、自治会に加入しているのは約 2 万 9 千世帯となっており、1 自治会当たりの加入世帯数は 184 にとどまっている。また、加入率の減少だけでなく高齢化に伴う担い手不足も課題となっている。近年、近隣関係がますます希薄化していると言われる中で、今後、どのように参加

しやすい自治会を構築していくか自治会のあり方も含め検討が必要であろう。

(2) 自治会の決算書の様式及び市の実績報告書に対するチェック体制について

【指摘】

那覇市の自治会は、協働によるまちづくりを推進する重要な担い手として、市からさまざまな補助金等の財政支援を受けている。これらの財政支援が、補助目的に沿ってどのように支出されているかについて決算書等を用いて市民に明らかにし、各団体の決算内容や事業の実施状況について透明性を確保することは、支援を受けている側の当然の責務といえる。また、決算内容について市の事後チェックも必要であり、そのためには、チェックが容易に行えるよう自治会の決算書の様式を統一すべきである。

那覇市自治会事務所賃借料補助金

1. 補助金の概要

番号	4	所管部課	市民文化部	まちづくり協働推進課
予算事業名	那覇市連絡事務委託及び受託自治会補助事業			
補助金名	那覇市自治会事務所賃借料補助金			
補助金の性質別分類	<input type="checkbox"/> 義務的な補助 <input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> イベント・大会補助 <input type="checkbox"/> 利子補給補助 <input type="checkbox"/> 建設事業補助 <input checked="" type="checkbox"/> その他事業費補助			
補助根拠 (法令名・要綱名等)	那覇市自治会事務所賃借料補助金交付要綱			
補助開始年度	平成3年度			
交付先	安里二区自治会 他 32 自治会			
交付先の分類	<input type="checkbox"/> 外郭団体 <input checked="" type="checkbox"/> 各種団体 <input type="checkbox"/> 市民(個人) <input type="checkbox"/> その他()			
補助の対象となる事業内容	自治会事務所として利用する土地・建物等を賃借する事業で次の要件を満たすこと (1)当該事務所を、地域コミュニティ活動の拠点として、運営及び利用するものであること (2)会議室等会議又は集会に必要な設備を備えていること			
補助の目的	地域コミュニティ活動の拠点(事務所)として自治会が利用する土地・建物を賃借する場合に支援し、自治会が地域コミュニティ活動の拠点を確保することを目的とする。			
期待される効果	自治会が事務所を持つことで、地域住民が会議又は集会を行うことができ、よって地域コミュニティ活動の活性化が図れる。			
積算根拠 (補助額の算定方法)	1月あたりの補助金の額は、自治会が事務所として利用する土地、建物等の賃借料月額(敷金等一時的に支払うものを除く。)に3分の2を乗じて得た額とする。補助金限度額は40,000円とする。			

補助対象経費の内容 (具体的に記入)	自治会事務所として利用する土地・建物等を賃借する場合に係る経費			
交付方法	<input type="checkbox"/> 補助金額確定後	<input checked="" type="checkbox"/> 事前に概算交付⇒精算	前年度返還(参考)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

以下は、市が実施している自治会への各種助成事業の内容である。

平成 26 年度 4 月自治会長会定例会 資料
自治会への各種活動助成等についてお知らせ
那覇市 まちづくり協働推進課

昨年度におきましても、自治会長をはじめ役員の皆様方には、協働によるまちづくりの推進にご協力いただき、心から感謝申し上げます。

さて、まちづくり協働推進課では、市政に関する広報事項の周知事務に要する経費の一部として、自治会に対し連絡事務委託料をお支払しているほか、自治会活動の支援として各種補助金を交付しております。 新年度にあたり、当課の自治会に対する事業内容をお知らせいたします。

年度途中に会長や役員交代のある場合は、本内容を引き継ぎされますようお願いいたします。

1. 自治会が対象となる事業

事業名	事業概要
那覇市連絡事務委託事業	月 1 回行われる各管内定例会等において、市政に関する広報事項の周知事務を委託します。委託料は、均等割と自治会加入世帯割の合算額です。 <u>※ 均等額（月額） 1万9,500円</u> <u>※ 世帯割（月額） 当該自治会の加入世帯数に 17 円（但し、500 世帯を超える部分の世帯数については 15 円）を乗じて得た額。3 万 1 千円を限度とする。</u>
自治会及び準備委員会等事業補助金	①学事奨励会や夏祭り、敬老会など地域のコミュニティ活動の活性化を目的とした事業、②自治会結成のための設立準備会等が、地域住民に対する会議や説明会など、自治会の設立を目的とした事業に関し交付します。 <u>※ 支給限度額は、1 会計年度について 1 自治会あたり 55,000 円。①は 2 回 (27,500 円 × 2) に分けて、②は 5 回 (11,000 円 × 5) に分けて申請することも可能です。</u>
地域（防災）案内付き掲示板設置改修補助事業	平成 26 年度に沖縄振興特別推進交付金を活用した掲示板の新設及び改修補助を行います。掲示板のデザインは平成 25 年度に各支部長の皆様のご意見を頂きながら制作したものとなります。 掲示板製作設置に係る費用の内、約 9 割の補助を予定しております。

自治会掲示板の新設及び修繕補助金	地域コミュニティ活動の推進を目的とした広報掲示板の設置または修繕に要する施工費の一部に対し交付します。 ※ 修繕:限度額 4万円（1基2万円まで） （新設は、広告付き掲示板をご検討願います。）
自治会事務所賃借料補助金	地域コミュニティの拠点として運営及び利用する自治会事務所について、土地・建物を賃借する場合に補助金を交付します。 ※ 補助月額 賃借料の3分の2（ただし、4万円を限度額とする。）
自治公民館の建設及び改修等事業補助金	自治会で建設する自治公民館の建設及び改修等に対し、総費用の3割以内で補助金を交付します。予算の範囲内で交付します。 ※ 最高限度額 建設補助金が500万円 改修等 250万円

1. 自治会が対象となる事業（続き）

事業名	事業概要
自治会の法人化（地縁団体の認可）の手続き	自治会が次の認可の要件を満たせば、市長の認可により法人格を取得し、自治会名義で不動産の登記が可能となります。 ※①現に活動している②区域が明らか③区域内の誰もが加入できる④規約がある等

2. 自治会長会連合会が対象となる事業

事業名	事業概要
一般コミュニティ助成金（備品購入）	（財）自治総合センターの「宝くじ普及広報事業」として、コミュニティの健全な発展を支援する目的で、必要な備品等の購入を助成するものです。
自治会長会連合会補助金	市内の各自治会活動の向上を図るために活動を行っている連合会に対する補助。 (会議、親睦事業等の運営費、研修会等自治会活動育成の事業費、事務局専従員の人件費)

3. 自治会以外の団体も対象となる事業

事業名	事業概要
保安灯設置等事業補助	保安灯の設置、修繕、省電力型取替費用に対し補助金を交付します。 1団体5灯まで、1灯あたり上限3万円（省電力型は上限5万円）
保安灯電気料相当額補助	保安灯の電気料を積算根拠として、自治会等の活性化事業に補助します。 1灯あたり年2,400円（省電力型は年1,680円）

防犯活動の支援	<p>安全で住みよいまちづくり条例に基づき、自主防犯組織（自治会、通り会等）に対し、次のとおり支援いたします。</p> <p>※腕章・懐中電灯は、1団体に各10個以内。防犯用反射ベストは、1団体あたり10着以内で貸与。</p>
ボランティアごみ袋の提供	<p>地域等のボランティア清掃用にボランティアごみ袋（無料）を支給しております。</p> <p>【配布場所】真和志、小禄、首里の各支所、那覇市民憲章推進協議会（市民生活安全課内）、那覇市協働大使活動支援センター</p>

H25年度 自治会事務所賃借料補助金

番号	自治会名	月額 (円)	補助金額	
			月額 (円)	年額 (円)
1	那覇市東町自治会	60,000	40,000	480,000
2	首里儀保町自治会	18,270	12,100	145,200
3	泉崎1丁目自治会	45,000	30,000	360,000
4	桃原町自治会	23,400	15,600	187,200
5	共栄自治会	25,000	16,600	199,200
6	宮城区南自治会	7,360	4,900	58,800
7	末吉町自治会	17,000	11,300	135,600
8	安里二区自治会	60,000	40,000	480,000
9	美田自治会	50,000	33,300	399,600
10	西松尾自治会	30,000	20,000	240,000
11	久米自治会	40,000	26,600	319,200
12	若狭2丁目自治会	50,000	33,300	399,600
13	楚辺1丁目自治会	30,000	20,000	240,000
14	岡野区自治会	36,210	24,100	289,200
15	古蔵向陽自治会	20,000	13,300	159,600
16	小祿新町自治会	5,830	3,800	45,600
17	曙1丁目自治会	60,000	40,000	480,000
18	石嶺みのり自治会	45,000	30,000	360,000
19	赤平町自治会	60,000	40,000	480,000
20	大名第二団地自治会	70,000	40,000	480,000
21	安謝港区自治会	50,000	33,300	399,600
22	仲盛自治会	50,000	33,300	399,600
23	前島三丁目自治会	50,000	33,300	399,600
24	東雲自治会	60,000	40,000	480,000
25	松川共同住宅自治会	28,000	18,600	223,200
26	小祿泉原自治会	62,850	40,000	480,000
27	識名1丁目自治会	50,000	33,300	399,600
28	山下町自治会	45,000	30,000	360,000
29	久米1丁目自治会	60,000	40,000	480,000
30	宮城区自治会	24,320	16,200	194,400
31	平野区自治会	15,710	10,400	124,800
32	若狭1丁目自治会	27,500	18,300	219,600
33	松尾二丁目自治会	30,000	20,000	240,000
戻入	首里儀保町自治会			-27,600
戻入	仲盛自治会			-26,400
			合計	10,285,200

集会所・事務所の形態について（平成 26 年 12 月時点）（単位：団体数）

有： 131 無： 29

自治会所有	46			
共同利用施設	9			
県営	17			
市営	16			
賃貸	28			
財産管理団体等 の所有	4			
会長宅	2			
団地内	1			
市所有	6	<u>本庁</u> ・旧久茂地小運動所管理事務所 (くもじ地域自治会) ・天久小内 (天久ピアザ) ・辻市営住宅内 (辻自治会)	<u>首里</u> ・金城むらや一 (金城町自治会) ・市営団地内 (石嶺ハイツ自治会)	<u>小禄</u> ・鏡水ふれあい館 (字鏡水自治会)
その他	2	・垣花奉頌会 (住吉区・若狭めおと)		
合計（団体数）	131			

2. 監査の指摘と意見

（1）補助金の成果について

【意見】

当該補助金は、平成 25 年度で 33 団体へ交付されている。交付先団体については、補助目的に沿った使用が図られているか、市の定期的な検証が必要である。

(2) 自治会の決算書の様式及び市の実績報告書に対するチェック体制について

【指摘】

那覇市の自治会は、協働によるまちづくりを推進する重要な担い手として、市からさまざまな補助金等の財政支援を受けている。これらの財政支援が、補助目的に沿ってどのように支出されているかについて決算書等を用いて他の市民に明らかにし、各団体の決算内容や事業の実施状況について透明性を確保することは、支援を受けている側の当然の責務といえる。また、決算内容について市の事後的なチェックも必要であり、そのためには、チェックが容易に行えるよう自治会の決算書の様式を統一すべきである。

那覇市コミュニティ助成事業補助金

1. 補助金の概要

番号	6	所管部課	市民文化部	まちづくり協働推進課
予算事業名	那覇市連絡事務委託及び受託自治会補助事業			
補助金名	那覇市コミュニティ助成事業補助金			
補助金の性質別分類	<input type="checkbox"/> 義務的な補助 <input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> イベント・大会補助 <input type="checkbox"/> 利子補給補助 <input checked="" type="checkbox"/> 建設事業補助 <input type="checkbox"/> その他事業費補助			
補助根拠 (法令名・要綱名等)	平成25年度コミュニティ助成事業実施要綱、那覇市コミュニティ助成事業補助金交付要綱			
補助開始年度	平成9年度			
交付先	首里崎山ハイツ自治会			
交付先の分類	<input type="checkbox"/> 外郭団体 <input checked="" type="checkbox"/> 各種団体 <input type="checkbox"/> 市民(個人) <input type="checkbox"/> その他()			
補助の対象となる事業内容	住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設(コミュニティセンター・自治会集会所等)の建設整備に関する事業。			
補助の目的	地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的とする。			
期待される効果	住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設(コミュニティセンター・自治会集会所等)が建設整備される。			

積算根拠 (補助額の算定方法)	対象となる総事業費の5分の3以内に相当する額。ただし、1500万円までとする。			
補助対象経費の内容 (具体的に記入)	コミュニティ活動推進のために、必要な施設の建設又は修繕に要する経費とその施設に必要とされる備品(一般コミュニティ助成事業との併用不可)に要する経費。ただし、土地の取得・造成、既存施設の購入・撤去・解体処理、外構工事に要する経費は対象外とする。			
交付方法	<input type="checkbox"/> 補助金額確定後	<input checked="" type="checkbox"/> ■事前に概算交付⇒精算	前年度返還(参考)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

那覇市コミュニティ助成事業補助金交付要綱（一部抜粋）

(趣旨)

第1条 この要綱は、財団法人自治総合センター（以下「自治総合センター」という。）が実施するコミュニティ助成事業（以下「助成事業」という。）による助成金の交付を受けて、地域コミュニティ活動の促進を図る事業に対し交付する那覇市コミュニティ助成事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、那覇市補助金等交付規則（昭和52年那覇市規則第34号。以下「規則」という。）及び財団法人自治総合センターが定める助成事業に関する要綱（以下「助成要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第2条 この要綱に定める補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、助成要綱に定める助成事業のうち、次に掲げる事業とする。

- (1) 一般コミュニティ助成事業
- (2) コミュニティセンター助成事業

(助成事業の申請等)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業の実施を予定する年度の前年度の市長が指定する日までに、那覇市コミュニティ助成事業計画申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、助成要綱の要件を満たしていると認めたときは、助成要綱に定める助成の申請手続を行うものとする。
- 3 市長は、沖縄県知事から助成の決定に係る通知（以下「助成決定通知」という。）を受けたときは、当該申請を行った者にこれを通知するものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、助成決定通知による助成額とする。

2. 監査の指摘と意見

(1) 補助金の成果について

【意見】

当該補助金は、財団法人自治総合センターの資金（宝くじ事業）を 100%活用して、自治会集会所の建設費の一部に充てられたものであり、平成 25 年に同財団法人より交付決定があったため市が交付した。

今後も当初の目的どおりの利用がなされているか定期的な検討が必要である。

那覇市協働によるまちづくり 推進協議会補助金

1. 補助金の概要

番号	7	所管部課	市民文化部	まちづくり協働推進課
予算事業名	那覇市協働によるまちづくり推進協議会補助金			
補助金名	那覇市協働によるまちづくり推進協議会補助金			
補助金の性質別分類	<input type="checkbox"/> 義務的な補助 <input checked="" type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> イベント・大会補助 <input type="checkbox"/> 利子補給補助 <input type="checkbox"/> 建設事業補助 <input type="checkbox"/> その他事業費補助			
補助根拠 (法令名・要綱名等)	那覇市協働によるまちづくり推進協議会補助金交付要綱			
補助開始年度	平成 23 年度～			
交付先	那覇市協働によるまちづくり推進協議会			
交付先の分類	<input type="checkbox"/> 外郭団体 <input checked="" type="checkbox"/> 各種団体 <input type="checkbox"/> 市民(個人) <input type="checkbox"/> その他()			
補助の対象となる事業内容	<p>那覇市協働によるまちづくり推進協議会は、市政の大きな柱である協働によるまちづくりを、市内隅々にまで広げるために、平成 23 年 8 月に設立し、那覇市協働大使の自主的な活動をさらに活性化させるための支援や、情報提供等の活動を行うとともに、活動団体相互の連携を図り、那覇市の協働によるまちづくりの一層の推進に寄与することを目的として活動している団体である。</p> <p>当協議会は、協働によるまちづくりを拡大させるためのキーパーソンである協働大使を会員とする団体で、本市にとって欠かせない存在である。</p>			
補助の目的	<p>協働大使及び那覇市協働によるまちづくり推進協議会の活動支援</p> <p>協働大使の繋がりを強化し、その活動を更に活性化するため、協働によるまちづくり推進事業を実施できるように、支援を行う。</p>			
期待される効果	<p>市民の協働によるまちづくりに対する意識を高め、協働の取り組みや、繋がりを、点から線、線から面へと繋げることで、協働の輪を拡大し、人と人が支え合う、「いい暮らしそりよりも楽しい暮らしを」を実現する。</p>			
積算根拠 (補助額の算定方法)	<p>平成 25 年度補助金 3,600,000 円 事務運営費:2,134,000 円 活動事業費:1,466,000 円</p>			
補助対象経費の内容 (具体的に記入)	<p>平成 25 年度補助金 3,650,699 円 事務運営費:1,923,518 円(人件費・会議費、賃借料、通信運搬費、光熱水費、備品購入費等) 活動事業費:1,727,181 円(事業費)</p>			
交付方法	<input type="checkbox"/> 補助金額確定後 <input checked="" type="checkbox"/> 事前に概算交付⇒精算		前年度返還(参考)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

《第2号議案 平成25年度収支決算報告》

平成25年度那覇市協働によるまちづくり推進協議会 収支決算報告書

自 平成25年4月1日
至 平成26年3月31日

収入の部

(単位:円)

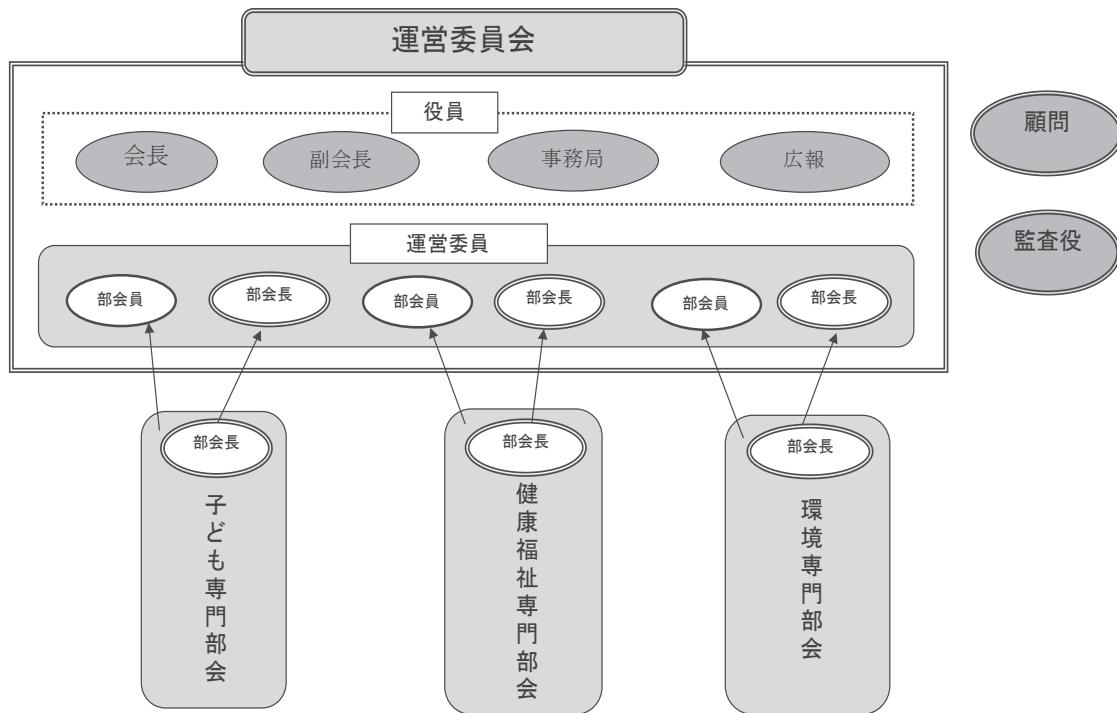
科目	本年度予算額	本年度決算額	備考
補助金	3,600,000	3,600,000	那覇市協働によるまちづくり推進協議会補助金
雑収入	0	240,224	・地域ゆんたく会等参加費 177,000 ・協働まつり公演チケット代 44,500 ・ポロシャツ販売収益 9,600 ・その他 9,124
繰越金	233,058	233,058	
合計	3,833,058	4,073,282	

支出の部

(単位:円)

科目	本年度予算額	本年度決算額	備考
事業費	1,452,000	1,727,181	①まちまーい事業 31,947 ②ゆんたく会 218,794 ③普及啓発事業 488,280 ④専門部会 89,974 ⑤協働まつり 789,124 ⑥CGG 43,247 ⑦大ゆんたく会 65,815
役務費	833,000	422,234	バス・モノレール 18,700 通信費 403,534
需用費	150,000	381,784	消耗品費 195,406 (プリンタナ一代・その他文具等) 食糧費 78,336 (総会・懇親会食糧費、運営委員会茶菓子代) 印刷製本費 108,042 (封筒作成・印刷機使用料)
使用料・賃借料	71,000	64,000	会場使用料、タクシーケーポン代
備品購入費	-	0	
報酬	960,000	960,000	会長報酬 80,000×12ヶ月
旅費	120,000	95,500	運営委員会費用弁償 500 ×191人(延べ)
交際費	10,000	0	
予備費	237,058	0	
小計	3,833,058	3,650,699	
余剰金	-	422,583	平成26年度歳入分
合計	3,833,058	4,073,282	

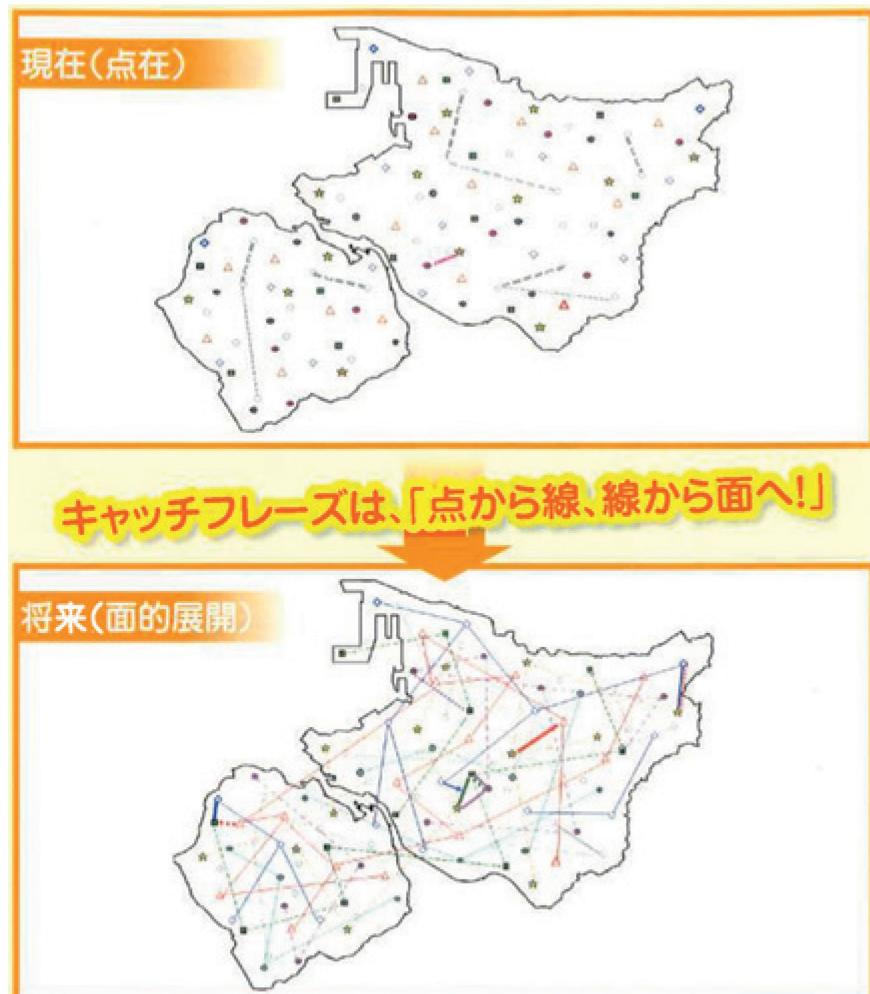
那覇市協働によるまちづくり推進協議会 組織図



協働大使とは

協働大使とは、協働によるまちづくりを実践している団体の代表者や、団体が推薦する方に、これまでの活動に敬意を表して、那覇市から委嘱を受けている方々のことです。

すでに協働を実践している方々へこれまでの活動に敬意を表するとともに、今後は協働大使としても活動していただくことによって、市民へ協働のまちづくりをアピールし、市民との協働によるまちづくりを進めることを目的としています。



那覇市協働によるまちづくり推進協議会とは

協働大使の自主的な活動をさらに活性化させるための支援を行うとともに、活動団体相互の連携を促進することで、那覇市の協働によるまちづくりを、より一層推進することを目的とする市民組織です。

2. 監査の指摘と意見

(1) 補助金の成果について

【指摘】

本補助金は、市民の協働によるまちづくりに対する意識を高め、協働の取り組みや、繋がりを、点から線、線から面へと繋げることで、協働の和を拡大し、人と人が支えあう、「いい暮らしよりも楽しい暮らしを」実現することを目的としている。今後、市はこれらの目的がどのように達成されているか、具体的な指標なり成果を公表する必要がある。

(2) 補助金の使途について

【意見】

那覇市協働によるまちづくり推進協議会の収支報告書については、補助の目的に従って支出されているかどうか、市による毎期の検証が必要である。

文化協会助成事業補助金

1. 補助金の概要

番号	1	所管部課	市民文化部	文化振興課
予算事業名	(補助金)文化協会助成事業			
補助金名	文化協会助成事業補助金			
補助金の性質別分類	<input type="checkbox"/> 義務的な補助 <input checked="" type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> イベント・大会補助 <input type="checkbox"/> 利子補給補助 <input type="checkbox"/> 建設事業補助 <input type="checkbox"/> その他事業費補助			
補助根拠 (法令名・要綱名等)	那覇市文化協会育成事業補助金交付要綱			
補助開始年度	平成4年度			
交付先	那覇市文化協会			
交付先の分類	<input checked="" type="checkbox"/> 外郭団体 <input type="checkbox"/> 各種団体 <input type="checkbox"/> 市民(個人) <input type="checkbox"/> その他()			
補助の対象となる事業内容	<p>那覇市文化協会は、市民の英知と活力を結集し、市民文化の振興を図り、「文化都市なは」の建設に努めることを目的に、平成4年に設立され、現在26部会、2,500名余の会員が文化活動を行っており、市民文化の中核をなす組織である。</p> <p>「那覇市文化協会の主な活動内容」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あけもどろ総合文化祭(那覇市共催):毎年多くの市民が参加され、本市の総合文化祭として、広く市民に親しまれている。 ・那覇市からの受託事業(創作エイサーコンテスト・うちなーぐち講座・島くとうば語やびら大会・那覇市民芸術展・沖縄芝居公演) ・うちなー感動・体験プログラム「文化のうとういむち(おもてなし)」事業(毎週日曜日開催) 			
補助の目的	那覇市文化協会への事業・運営等に要する経費として補助している			
期待される効果	設立以来、当協会は地域と密着した文化活動や文化を通した交流事業など積極的に展開し、市民文化の振興の一翼をになっており、本市の文化行政の推進に期待できる。			
積算根拠 (補助額の算定方法)	事務局職員1名の人事費相当分として¥1,600,000			
補助対象経費の内容 (具体的に記入)	<p>事務局職員1名の人事費相当分</p> <p>※平成27年度実計要求より(運営費+活動費)÷1/2=要求額としている</p> <p>運営費=会議費、役員手当等、人件費、旅費、涉外費、需用費、役務費</p> <p>活動費=自主事業費</p>			
交付方法	<input type="checkbox"/> 補助金額確定後 <input checked="" type="checkbox"/> 事前に概算交付⇒精算	<input type="checkbox"/> 前年度返還(参考)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

文化協会組織体制

1. 主な役員

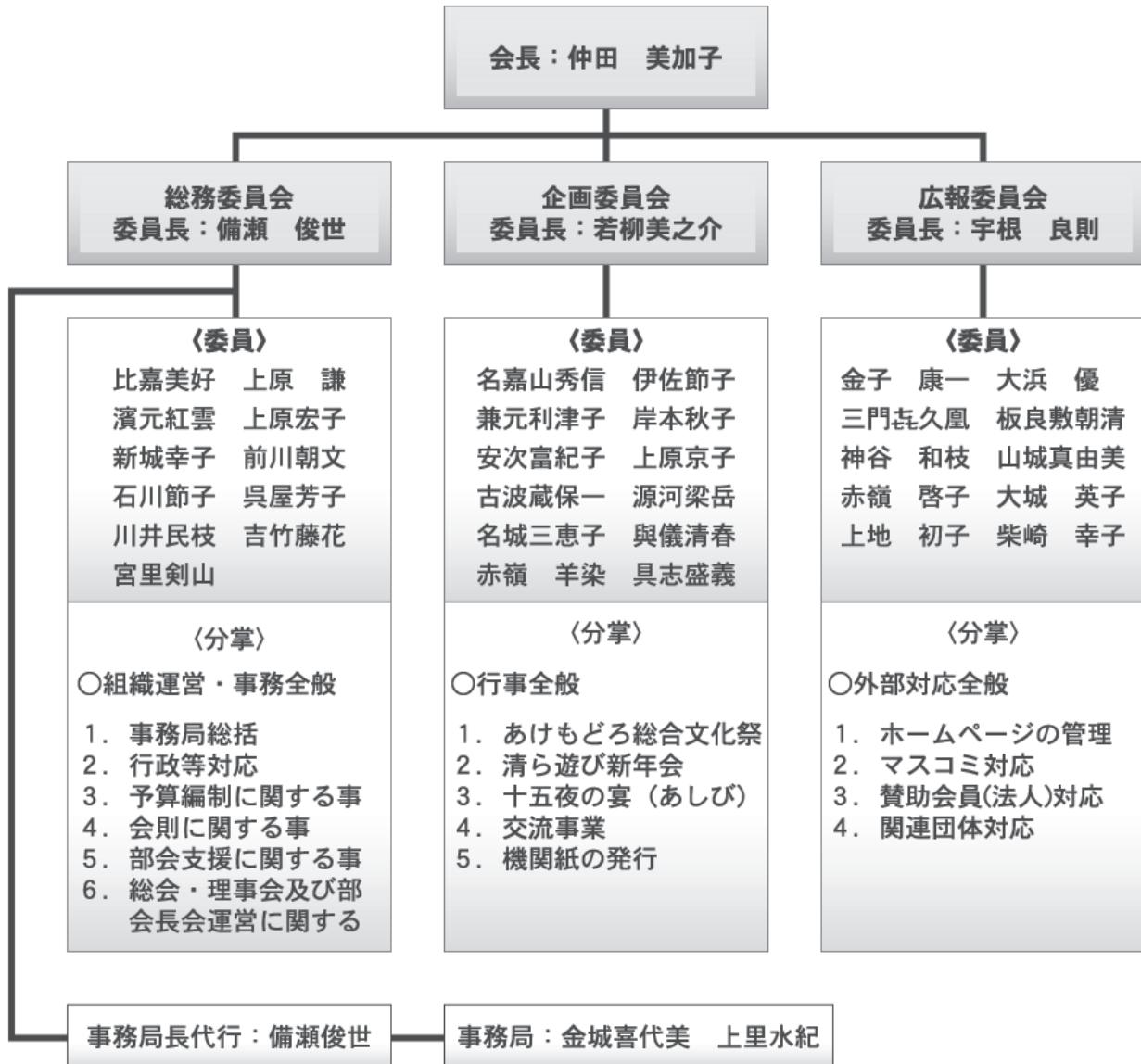
顧問代表	翁 長 雄 志 (那覇市長)
顧問	宮城信勇、久場トヨ、大城立裕、安次富長昭、尚 弘子、比嘉良雄、照喜名朝一、玉城節子、城間徳次郎、城間雨邨、宮城幸子
会 長	仲田美加子
副会長	備瀬俊世(詩吟)、若柳美之介(日本舞踊)、宇根良則(総合文化)
理事	赤嶺羊染(華道)、三門崑久鳳(日本舞踊)、上原京子(フラワーデザイン)、石川節子(琉球民謡芸能) 伊佐節子(文芸)、源河梁岳(詩吟)、板良敷朝清(写真)、比嘉美好(古典芸能)、上原宏子(古典芸能)、前川朝文(古典芸能)、安次富紀子(古典芸能)、神谷和枝(古典芸能)、具志盛義(古典芸能)、宮里剣山(邦楽)、古波藏保一(美術工芸)、濱元紅雲(書道)、岸本秋子(生活美術)、吳屋芳子(生活文化)、上地初子(歌謡)、大城英子(社交ダンス)、赤嶺啓子(演劇)、新城幸子(大正琴)、名城三恵子(大正琴)、金子康一(古美術骨董)、川井民枝(八重山芸能)、大浜優(総合文化)、兼元利律子(ハワイアンカルチャー)、山城真由美(ハワイアンカルチャー)、柴崎幸子(ハワイアンカルチャー)、吉竹藤花(新舞踊)、名嘉山秀信(うちなーぐち)、與儀清春(空手文化)、上原謙(オーケストラ)
監 事	金城幸浩 (古典芸能) 喜名朝駿 (写真)

2. 部会長

部会名	部会長名	部会名	部会長名
華道	赤嶺 羊染	演劇	赤嶺 啓子
日本舞踊	若柳美之介	大正琴	名城三恵子
フラワーデザイン	上原 京子	古美術・骨董	金子 康一
茶道	佐久本昌苑	八重山芸能	仲宗根 充
琉球民謡芸能	新崎 松秀	総合文化	宇根 良則
文芸	伊佐 節子	ハワイアンカルチャー	西原 幸
詩吟	源河 梁岳	新舞踊	一条 玉峰
写真	板良敷朝清	琉球王朝禮楽	安仁屋眞昭
古典芸能	前川 朝文	うちなーぐち	宮良 信詳
邦楽	宮里 剣山	空手文化	與儀 清春
美術工芸	当間 克男	カラオケ	屋良 博之
書道	濱元 紅雲	ピアノ	平田 裕子
生活美術	岸本 秋子	オーケストラ	上原 謙

生活文化	吳屋 芳子	ジャズ	上原 昌栄
歌謡	神山 長正	声楽・合唱	新島 ユキ
社交ダンス	山田 義浩		

2. 業務分担図



那覇市文化協会育成事業補助金について（那覇市資料より）

補助金の交付先であります那覇市文化協会は、「文化都市なは」の建設に寄与すること等を目的に、本市の提唱により平成4年に設立されました。

現在、26部会、約2,514人の文化・芸術・芸能関係者により組織されております。

同協会は、「あけもどろ総合文化祭」をはじめ、地域と密着した文化事業を実施し、本市の文化振興に大きく貢献してきました。同協会の収支は、会員の会費収入（年間255万円：平成25年度実績）で事務局を運営しており、役員は無報酬で会の事業に携わっており、文化事業費の捻出に苦慮している実情にあります。本市は補助金を交付し活動を助成することにより、本市が提唱する「協働による文化のまちづくり」の推進に、大いに寄与するものと考えております。

補助金の交付にあたっては、那覇市補助金等交付規則(昭和52年那覇市規則第34号)に定めるものほか、那覇市文化協会育成事業補助金交付要綱に基づき交付を実施しております。補助対象は、那覇市文化協会の運営等に要する経費で補助金額は、毎年度予算の範囲内において定める額となっております。

平成25年度におきましては、22回目を迎えた「あけもどろ総合文化祭」をはじめ、本市の委託事業である「なは市民芸術展」「うちなーぐち講座」「島々ぬくとうば語やびら大会」「沖縄芝居公演」「グランドピアノ演奏体験事業」等、数々の実績を残しております。

本市の文化振興事業の執行にあたっても、那覇市文化協会の協力は不可欠であり、同協会の安定的な運営を支援することは今後とも必要と考えております。

那霸市文化局

20余部会、会員数3万人目標

那覇市文化局は、市民の文化活動の底辺拡大と新たな文化の創造を狙いとした那覇市文化協会（仮称）の設立に向け、準備作業を急いでいる。文化協会は、さまざまな文化分野に携わっている人々を集め、ジャンル別に講習会や発表

「文化都市づくり」を目指す

の場を持ち、「一般市民も参加して市が自担する「文化都市づくり」を進めるもの。また、異なる分野同士の交流から新たな文化をつくりていくことも大きな柱。設立総会を五月に開き、本格的にスタートする。当面は文化局内に事務局を置く。

り」のようなものもやりたい。それらのイベントには、会員に限らず、だれでも参加できる」と市民文化の広がりに期待を寄せていく。

朴団長が那

中文化協會仍稱設立

運営費は会員と市からの
きゅう。
たが、今回やっと復活する
ことになった。

「八重山舞踊 ニライカナイ」



われた贈呈式
民ギャラリー

文化協会は、市側が条件整備をした後、民間にたすきを渡し、運営などは民間主導型となる。今、設立のための一般市民の準備委員会は、二月中旬以降の委員会発足後から民間的発想を取り入れるといふ。協会は二十余の部会に分かれ。琉舞や音楽から絵画、陶芸、茶道、さらに食文化などの生活文化まで幅広く含む。会員は流派やグループの代表としてではなく、原則的に個人として参加する。原則的に個人として参加する。プロ、アマは問わぬが原則だが、市内で文化活動に參加している他市町村民や、以前、那覇に住んだ経験のある人なら入会で

民館のサークルで学んでい
る人が、共に活動すること
などが文化都市づくりにつ
ながる」と金城幸明局長は
説明している。

那覇市の文化協会は、三
十数年前にもあつたが、自
然消滅した。浦添市や沖縄
市などで次々と設立され、
取り残された形となつてい
る。韓国訪日輸出促進ミッショ
ンの朴龍學団長らが三
日、親泊市長を表敬し、経
済交流や観光などについて
懇談した。

過去 10 年間の部会数・会員数の推移

那覇市文化協会(部会数・会員数)一覧表

年度	部会数	会員数	備考
2004年度(平成16)	26部会	3,134人	
2005年度(平成17)	28部会	3,123人	
2006年度(平成18)	28部会	2,979人	
2007年度(平成19)	29部会	3,122人	
2008年度(平成20)	29部会	3,021人	
2009年度(平成21)	30部会	3,005人	
2010年度(平成22)	30部会	2,910人	
2011年度(平成23)	31部会	2,882人	
2012年度(平成24)	28部会	2,756人	
2013年度(平成25)	26部会	2,514人	
2014年度(平成26)	31部会	2,617人	

2. 監査の指摘と意見

(1) 那覇市文化協会における収支決算の状況及び市のチェック体制について

【指摘】

市から入手した同協会の平成 25 年度収支決算書を検討した結果、自主事業の入場料収入が決算書に計上されていなかった。これについて市は、「各部会の入場料は無料～2,500 円の範囲で設定され、部会毎に入場料収入にて会場 使用料等の必要経費の精算を行っている。殆どの部会が収支バランスが合うように入場料金を設定しており、収益が発生した場合は部会の活動費に充てている。規則等での基準は設けていない。」とのことであった。しかし、自主事業も那覇市文化協会としての事業であるなら、協会全体の決算書に自主事業に係る収支を計上すべきであり、自主事業の入場料等の取り扱いについても会として規定を設けるべきである。また、決算書については、補助金交付の事後の検証として、市による資金の使途等のチェックが必要である。

(2) 那覇市文化協会に対する補助金のあり方について

【指摘】

那覇市文化協会は、市民の英知と活力を結集し、市民文化の振興を図り、「文化都市なは」の建設に努めることを目的に設立されている。本補助金は、事務局職員1名の人物費相当分として交付している。同協会は、これまで那覇市の文化行政の推進に寄与してきているが、ここ5年間は会員数が減少傾向にあることや、部会によっては会員数がゼロの部会もあり、会自体の広がりを欠いている。また、設立当初の目標会員数が3万人であったことと比較するとはるかに少なく、多くの市民が参加しているとは言えない。上記(1)にあるように、決算内容等の収支報告に不備もあることから、適切な収支報告書であるかどうか疑念があるが、平成25年度の収支決算書によると収支差額金が約70万円あることなど、協会が支出する助成金の使途を含む収支の内容について再度精査した上で、市の補助金額の妥当性、必要性を再検討すべきである。